

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

改正案

（備付けを要する業務書類） 第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかねければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
無線局	業務書類
一 船舶局及び船舶地球局	(一)～(五) (略)
	(六) 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表(3)（義務船舶局等の場合に限る。）
	(七) 海岸局及び特別業務の局の局名録(3)（国際航海に従事する船舶の義務船舶局等の場合に限る。）
	(八) 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧(3)（国際通信を行う船舶局及び船舶地球局の場合に限る。）
	(九) 第四十三条第二項の届書の写し(2)（船舶地球局の場合に限る。）
	(十) 法第三十五条各号の措置に応じて総務大臣

現行

（傍線部分は改正部分）

（備付けを要する業務書類） 第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかねければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
無線局	業務書類
一 船舶局及び船舶地球局	(一)～(五) (略)
	(六) 海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表(3)（義務船舶局等の場合に限る。）
	(七) 海岸局の局名録(3)（国際航海に従事する船舶の義務船舶局等の場合に限る。）
	(八) 船舶局の局名録(3)（義務船舶局等の場合に限る。）
	(九) 無線測位局及び特別業務の局の局名録(3)（義務船舶局等の場合に限る。）
	(十) 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧(3)（国際通信を行う船舶局及び船舶地球局の場合に限る。）
	(十一) 第四十三条第二項の届書の写し(2)（船舶地球局の場合に限る。）
	(十二) 法第三十五条各号の措置に応じて総務大臣

		二 海岸局及び海岸地球局	が別に告示する書類(2)(同条の措置をとらなければならぬ義務船舶局等の場合に限る。) (一)・(二) (略) (三) 一の項の(六)に掲げる書類(3)(二六・一七五MHzを超える周波数の電波を使用する海岸局にあつては、電気通信業務用又は港務用の海岸局の場合に限る。) (四) 一の項の(八)に掲げる書類(3)(国際通信を行う海岸局及び海岸地球局の場合に限る。)
三 航空機局及び航空機地球局(航空機の安全運航又は正 常運航に 関する通 信を行 うもの に限る。)		(一)・(四) (略)	(五) 一の項の(九)に掲げる書類(2)(電気通信業務を行うことを目的とする航空機地球局の場合に限る。)
八 遭難自動通報局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動	(一)・(二) (略)	(三) 一の項の(九)に掲げる書類(2)(遭難自動通報局及び無線航行移動局の場合に限る。)	

		二 海岸局及び海岸地球局	が別に告示する書類(2)(同条の措置をとらなければならぬ義務船舶局等の場合に限る。) (一)・(二) (略) (三) 一の項の(六)から(八)までに掲げる書類(2)(3)(二六・一七五MHzを超える周波数の電波を使用する海岸局にあつては、電気通信業務用又は港務用の海岸局の場合に限る。) (四) 一の項の(十)に掲げる書類(2)(3)(国際通信を行う海岸局及び海岸地球局の場合に限る。)
三 航空機局及び航空機地球局(航空機の安全運航又は正 常運航に 関する通 信を行 うもの に限る。)		(一)・(四) (略)	(五) 一の項の(十一)に掲げる書類(2)(電気通信業務を行うことを目的とする航空機地球局の場合に限る。)
八 遭難自動通報局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動	(一)・(二) (略)	(三) 一の項の(十一)に掲げる書類(2)(遭難自動通報局及び無線航行移動局の場合に限る。)	

局	
(略)	(略)

注 (略)

2 5 4 (略)

5 第一項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち、海上移動業務において使用される船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表並びに海岸局及び特別業務の局の局名録で次に掲げる無線局に係るものについては、総務大臣が別に告示するところにより公表するもの又は認定するものをもって、無線通信規則付録第十六号に掲げる当該書類に代えることができる。

- 一 国際通信を行わない海岸局
- 二 総トン数一、六〇〇トン未満の漁船の船舶局
- 三 前号に掲げる船舶局以外の船舶局で国際通信を行わないもの
- 四 船舶地球局

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表並びに海岸局及び特別業務の局の局名録の備え付けについては、この省令による改正後の電波法施行規則第三十八条第一項の規定にかかわらず、公布の日から平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

局	
(略)	(略)

注 (略)

2 5 4 (略)

5 第一項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち、海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表、海岸局の局名録、船舶局の局名録並びに無線測位局及び特別業務の局の局名録で次に掲げる無線局に係るものについては、総務大臣が別に告示するところにより公表するもの又は認定するものをもって、無線通信規則付録第十六号に掲げる当該書類に代えることができる。

- 一 国際通信を行わない海岸局
- 二 総トン数一、六〇〇トン未満の漁船の船舶局
- 三 前号に掲げる船舶局以外の船舶局で国際通信を行わないもの
- 四 船舶地球局

3 この省令の施行の際、現に改正前の電波法施行規則第三十八条第 五項により総務大臣が別に告示するところにより公表したものは 認定したものの有効期限の範囲は、なお従前の例によることができ る。	
---	--